

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25年 6月 16日現在

機関番号:32682 研究種目:若手研究(B)

研究期間: 2010~2012 課題番号:22700261

研究課題名(和文) 現代アメリカにおけるテレコミュニケーション規制改革メカニズムに関

する実証的研究

研究課題名(英文) An Empirical Study on the Mechanism of Telecommunication Regulatory

Reform in the Contemporary U.S.

研究代表者

清原 聖子 (KIYOHARA SHOKO)

明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授

研究者番号:70372422

研究成果の概要(和文):

本研究の成果は以下の3点である。第一に、ネットワーク中立性の事例研究から、ティー・パーティ運動が規則制定に反対する保守系団体を後押しする役割を果たした点、第二に、アメリカでは通信法上のブロードバンド・サービスの分類によってFCCの規制権限が揺らいだ点が規制反対派の主張を強化し、FCCは実際訴えられたが、日本の法制度の下では総務省に対してそうした問題が起こる可能性がほとんどない点、第三に、アメリカではグーグルが数多くの非営利団体との連携を強めてテレコム政策過程において重要な役割を果たす新たな政治的主体となっている点、である。

研究成果の概要 (英文):

There are three findings from this study. First, a case study of network neutrality shows that tea party movements supported conservative groups those who opposed a new regulation on network neutrality. Second, those who opposed the new regulation criticized the FCC because the classification of broadband services as information services based on the Communications Act may shake the foundation of the FCC's authority on regulating broadband internet services. The FCC's authority on regulating broadband internet service providers has been challenged in court, however, it is visible that there is a difference on legal grounds regarding network neutrality between the MIC and the FCC, and the MIC is highly unlikely to confront the same kinds of troubles as the FCC is fighting in court. Third, the study indicates that a new political actor, Google strongly cooperates with public interest groups and plays an important role in the telecommunication policy process.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	900, 000	270,000	1, 170, 000
2011年度	700, 000	210,000	910, 000
2012年度	500,000	150, 000	650,000
年度			
年度			
総計	2, 100, 000	630, 000	2, 730, 000

研究分野:政治学

科研費の分科・細目:図書館情報学・人文社会情報学

キーワード:アメリカ政治・情報通信・政策研究・連邦通信委員会 (FCC)・ネットワーク中立

性



科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内外の研究動向国内におけるテレコミュニケーション政策(以下、テレコム政策)研究は、経済学者による研究の蓄積は十分であるが、政治学の立場からの研究はこれまでほとんど見られなかった。また国外においても、Dick W. Olufs の The Making of Telecommunications Policy(1999)などが存在するが、政治学的アプローチや政策過程の分析に関しては絶対的な量が不足している。本研究の特徴は、そうしたこれまでの研究動向に対して、アメリカ政治研究のアプローチから切り込んでいくことに意義があると考えられた。

(2)研究代表者のこれまでの研究成果を踏まえて着想に至った経緯

研究代表者は博士論文「現代アメリカにおけ るテレコム政策と政策ネットワークの変容」 において、今日のアメリカのテレコム政策の 根幹となる 1996 年電気通信法の成立過程、 同法により新たに規定されたユニバーサ・サ ービスの展開を分析することで、テレコム政 策ネットワークの変容モデルを論証した。さ らに平成18年度、平成19年度科学研究費補 助金若手研究(B)(18700247)の研究成果の一 部を加え、『現代アメリカのテレコミュニケ ーション政策過程 ユニバーサル・サービス 基金の改革』(2008年)を上梓した。本書は 第 24 回電気通信普及財団テレコム社会科学 奨励賞を受賞し、高い評価を受けた。しかし、 現在情報通信分野は、ブロードバンド・ネッ トワークが高度化し、技術的進展も非常に早 い。世界的に進められている地上デジタル移 行はアメリカでは2009年6月12日に完了し、 周波数再編問題も起きている。そうした技術 変化を伴う市場の変化により、規制の在り方 について議会や規制機関では見直しが検討 されている。他方で経済や社会文化的価値観 に関して、共和党と民主党の党派対立やイデ オロギー対立の激しい現代アメリカ政治に おいて、共和党から民主党に大統領が交代す るといったアメリカ政治のマクロ的な変化 は、テレコム政策分野においてどのような関 係があるのか、そしてテレコム政策の規制に どのような影響を及ぼすのだろうか。研究代 表者のこれまでの研究成果を発展させ、現代 アメリカ政治のコンテキストからテレコム 規制改革の構造を解明し、テレコム政策の展 望を導き出すことが政策研究として重要で あると考え、本研究に取り掛かることとした。 2. 研究の目的

本研究の目的は3点ある。第一に、ネットワーク中立性をめぐる議論などを事例として 事例研究を行い、グーグルなどの新しいアク ターが規制緩和に拍車をかけるのか、それとも既存事業者への新たな規制導入の推進的役割を果たしているのか、その役割についるのか、その役割についるのか、その役割についるのか、その役割についるのか、その役割についるのが、選挙献金やロビーインクターを発生の関係」また、「既存勢力に、「既存勢力と大の関係」を比較分析する。第三に、対象とするが、テレコとととでは、対象とするが、テレコとが多いため、日本との比較では、当時的な視点から論じることで、ウークで基を議論的な視点から論じることで、ウークで基とが多いたなアクターが規制を果たしているのか、という点を論じる。

3. 研究の方法

本研究を遂行する上では、政府発行資料や団 体のホームページなどから得られる文献資 料だけでなく、政策形成、実施に直接関わる 人々に対する聞き取り調査を重視した。聞き 取り調査は、質問表配布型のアンケート調査 ではなく、30分~1時間程度の個別インタビ ュー調査を行う。数多くの聞き取り調査を実 施するには、アポイントメントをとる上で困 難が生じた。中には相手のあることゆえ、時 期的にインタビューに応じられない、という ものもあった。しかし、研究代表者のワシン トンでの人脈を駆使し、また、インタビュー を繰り返すことで徐々に新たな人脈を発掘 することに成功し、連邦通信委員会、連邦取 引委員会、グーグルや保守系団体、ティー・ パーティ運動の運動家などへのインタビュ ーを行うことができた。さらに日米比較研究 を行う上では、総務省のブロードバンド政策 の担当者に情報提供を行っていただき、意見 交換させて頂いた点が大きな意味をもった。 4. 研究成果

(1)研究の主な成果

①ネットワーク中立政治の事例研究

①については、雑誌論文②、③、学会発表③、図書①で段階を追って発表した。ネットロクロで発表した。ネット語にアメリカで発生した。まれた、アメリカで発生した。とれた、アメリカでも検討されるが、日本やヨーロッパでも検討される。これは、多くの帯域を必要とするの帯域を必要とするのではなが増加し、帯域が所の利用が増加し、帯域が所のではなると、ネットワークを指していると、ネットワークをではなると、ネットワークを関係が関係があると、アンツ事業のではないからたという危惧があるがではないからないのではないからなり、という意論である。この問題に関あるがでは長い間議会や規制機関といいるが、アメリカでは長い間議会や規制機関あるが連邦通信委員会(FCC)において政策議論が

活発に行われてきたが、2010 年 12 月、FCC で多数決により規則が制定された。その規則 制定過程の分析の結果、ビジネス利益の対立、 と捉えられがちなネットワーク中立性を巡 る規則制定過程において、2009年秋以降アメ リカ政治において台頭した大きな政府批判 を強めるティー・パーティ運動が強い関心を 示し、政策過程に参入したことが明らかにな った。オバマ大統領の進める医療保険制度改 革を批判するティー・パーティ運動は、類似 のロジックでネットワーク中立性の規則制 定に関して反発を強めた。行政の肥大化に強 く反対する彼らが政策論争に加わったこと により、もともと自由市場擁護の立場から規 則作成に反対してきた保守系団体にとって、 草の根運動という大きな味方を得た意味が ある点が明らかになった。

②日米比較分析の視点から

②については、雑誌論文①及びアメリカン大 学での招待講演で発表した。上述①の事例研 究を進めたところ、アメリカの場合には、ネ ットワーク中立性の規則制定をめぐってな ぜこれほど FCC が各方面から矢面に立たされ、 規則実施に関して訴訟の対象となるのか、と 言う点が検討課題に上ったことから、その要 因を分析していった。そして、通信法上 FCC のブロードバンド・サービスに関する規制権 限が共和党議員や保守派から問われた点が その後の規則実施を揺るがす問題へと発展 している点が明らかになった。そこで、これ はアメリカの特殊性なのか、日本においても 類似の問題が生じるのか、と言う点を比較検 討した。その結果、日本の法制度下では、ブ ロードバンド・サービスに関する総務省の規 制権限がゆらぐ、というようなアメリカで起 きたような問題は起こりにくいことが確認 された。

③アメリカのブロードバンド政策の展開に おける新たな政治的主体としてのグーグル の役割

③については、2013年9月の日本政治学会での発表を予定している。これまで発表してきたネットワーク中立性の規制制定を必ずの空間波数)の利用問題を追加事例として加えてアメリカのブロードバンド政策の展開にがある。また、どのような役割を果たし、また、どのような役割を果たし、また、どのようなででであるのかという点についてが必ずではがある。その結果、日本のブロードバンドはが大いではがある。その結果、日本のブロードバンドはが大いでは異なり、アメリカではがあるというが数多くの非営利団体との連携を強めて政策過程において重要な役割を果たすとなっている点が特筆に値するとわかった。

(2)得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究の成果について、海外での発表としては、ソウル国立大学の Center for Law and Public Utilities が発行するジャーナルに英文、さらに韓国語に翻訳されて論文が掲載された。また、ワシントンにあるアメリカン大学のロースクールでは、招待講演を依頼され、日米比較の観点から講演を行ったところ、ロースクールの教授などから大変良い評価を得られた。また、国内での位置づけとしては、学会発表や雑誌論文、書籍の中の1章として研究成果を発表している。特に書籍の中に加えられて成果の一部を出版できたことは、本書が新聞の書評でも頻繁に取り上げられていることから、かなり社会的インパクトがあったものと思われる。

(3) 今後の展望

(2)の③の成果報告として、2013年9月に日本政治学会で発表をすることが決まっている。さらにその内容について、雑誌論文として投稿する予定もある。本研究が扱ったネットワーク中立性の事例や周波数政策の問題は、アメリカのテレコム政策においていまなお重要な課題である。よって、引き続きアメリカ政治研究の立場から、これらの政策研究を発展させていく必要性は高いと思われ、2014年度サバティカルの期間に、これまでの調査にさらにインタビュー調査を付け加えて単著を完成させたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雜誌論文〕(計3件)

- ① Shoko Kiyohara, Overview of the Policy on Network Neutrality in Japan: In Comparison with the Policy Development in the U.S., Journal of Law & Economic Regulation, Center for Law & Public Utilities, 查読無, Vol. 5, No. 1, 2012, pp. 48-59
- ② 清原聖子、ネットワーク中立性をめぐる FCC の規則制定過程におけるイデオロギー的対立、InfoCom Review、査読有、第 55号、2011、32-44
- ③ <u>清原聖子</u>、ティー・パーティ運動とオバマ政権のテレコミュニケーション政策 FCC によるネットワーク中立性の規則制定をめぐって 、東京財団論考、査読無、2011

http://www.tkfd.or.jp/research/proj
ect/news.php?id=761

〔学会発表〕(計3件)

- ① <u>清原聖子</u>、政治的主体としてのグーグルがアメリカのブロードバンド政策に及ぼす影響、日本政治学会、2013 年 9 月 15 日、北海学園大学
- 2 Shoko Kiyohara, Network Neutrality

Regulation in the U.S. And Japan: A Comparative Discussion of Internet Policy, Invited Seminar, March 19, 2013, Washington College of Law, American University, (米国)

③ <u>清原聖子</u>、現代アメリカのテレコミュニケーション政策ネットワークの変容とイデオロギー対立―ネットワーク中立性の規則制定を事例に、日本比較政治学会、2011年6月19日、北海道大学

[図書] (計1件)

① 清原聖子、Chapter10 ティー・パーティ 運動とテレコミュニケーション政策 – FCC によるネットワーク中立性の規則制 定をめぐって、久保文明+東京財団「現 代アメリカ」プロジェクト編著、NTT 出 版、ティー・パーティ運動の研究 アメ リカ保守主義の変容、2012 年、162-179

〔産業財産権〕

〇出願状況(計件)

名称: 名称明者: 権類者: 種類: 田願年日

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計 件)

名称: 名称明者: 権種類: 日 日

取得年月日: 国内外の別:

[その他]

ホームページ等

http://kiyoharaland.com/

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

清原 聖子 (KIYOHARA SHOKO)

明治大学・情報コミュニケーション学部・ 准教授

研究者番号:70372422

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者 ()

研究者番号: